

令和7年2月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和7年(行ウ)第1号 政務活動費返還請求事件

判 決

金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 馳 浩

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、打出喜代文議員に対し352万9000円、不破大仁議員に対し272万0597円、長田哲也議員に対し257万3152円、車弘幸議員に対し256万2013円、善田善彦議員に対し247万3279円、清水真一路議員に対し245万6486円、稲村建男議員に対し金240万円、安実隆直議員に対し221万3214円、下沢佳充議員に対し218万7330円、川裕一郎議員に対し215万8650円、焼田宏明議員に対し金210万6844円、横山隆也議員に対し205万8718円、太郎田真理議員に対し183万5218円、作野広昭議員に対し174万2769円、紐野義昭議員に対し143万1570円、福村章議員に対し118万8000円及び安居知世議員に対し10万0463円、並びに、これらの各金額に対する令和6年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、石川県の住民である原告が、令和5年度に石川県議会議員であった17人の者(以下「相手方議員ら」という。)は、石川県から交付を受けた同

年度の政務活動費の一部を条例上許された用途以外の違法な用途に充て、それにより法律上の原因無く利得をしているのに、石川県知事である被告がその返還請求を違法に怠っていると主張して、被告に対し、地方自治法(以下単に「法」という。) 242条の2第1項4号に基づき、相手方議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和6年5月1日(令和5年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日)から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

第3 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、令和6年10月8日、石川県監査委員に対し、被告に対して相手方議員らが令和5年度に交付を受けた政務活動費の一部のうち違法に支出した額に相当する不当利得及び遅延損害金を石川県に返還するよう求める旨の住民監査請求をした。

(2) 石川県監査委員は、「住民監査請求に係る監査結果について(通知)」と題する令和6年12月5日付けの書面にて、原告の上記住民監査請求を棄却した。

(3) 原告は、令和6年12月6日、上記監査結果を郵送にて受領した。

(4) 原告は、令和7年1月7日、本件訴えを提起した。

2 出訴期間徒過について

(1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合に於ける住民訴訟については、監査委員の監査の結果又は勧告の内容の通知があった日から30日以内に訴えを提起しなければならない旨定められている(法242条の2第2項1号)。

(2) 前記1(3)のとおり、原告は、本件訴えに先立って行われた住民監査請求の監査結果につき、令和6年12月6日に通知を受けたため、法242条の2第2項1号に定める出訴期間の起算日は、その翌日である同月7日となる。

そして、同日から30日後の日である令和7年1月5日は日曜日であるから、翌日である同月6日の経過をもって、本件訴えの出訴期間は満了した。

したがって、令和7年1月7日に提起された本件訴えは、出訴期間を徒過した不適法なものである。

5 (3) なお、原告は、出訴期間徒過後に本件訴えを提起した理由につき、書証等の印刷が間に合わなかった旨主張しているが、これにより訴訟行為の追完を認めることはできない。

3 よって、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないから、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条に基づき、口頭弁論を経ないでこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

10 金沢地方裁判所民事部

15 裁判長裁判官

土屋

毅 

20 裁判官

中嶋

万紀子 

裁判官

野原

顕 

これは正本である。

令和7年2月13日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤井 美沙都

